

3. 金融検査マニュアル（運用の明確化措置）

（3-14）相続税路線価を用いて担保評価を行っている金融機関については、国税庁が、平成23年11月1日に公表した「調整率」を一律に用いなければならないのでしょうか。

（答）

国税庁が公表した「調整率」は、「『震災の発生直後の価額』を算定するためのもの」であり、震災後の復旧の状況等は加味されていません。

一方、金融検査マニュアルにおいては、「担保評価においては、現況に基づく評価が原則であり、現地を実地に確認」するものとされています。

したがって、相続税路線価を用いて担保評価を行っている金融機関については、「調整率に基づく評価」が「現況に基づく評価」と一致しない場合には、「調整率」を一律に用いることにはならないものと考えられます。

なお、担保物件については、原則、「現地を実地に確認」することとなりますが、現地確認の方法については、被災の状況等に応じて、現地の実情に即した方法を採用して差し支えありません。